

令和6年5月8日
環境政策課
担当：寺山 高行
電話：076-225-1460(内 4210)

地元市町以外の事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する
県補助制度の創設について

別紙のとおり地元市町以外の事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する県補助制度を創設します。

水道や下水道・浄化槽につなぐ宅内配管修繕工事でお困りの方へ

お住まいの市町以外の工事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する補助制度を創設しました。

お住まいの市町以外の工事業者が修繕工事を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用（掛かり増し経費）を、直接、県が工事業者に補助することにより、掛かり増し経費については、工事業者は住民の皆様にご負担はありません。

掛かり増し経費の補助対象工事業者

6市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)の宅内配管・排水管の修繕(見積調査含む)を行うお住まいの市町以外の工事業者

※修繕を行う住宅と同一市町に所在する工事業者（地元業者）は除きます。

※住民の皆様が、下記の「受付窓口」を経由せずに、直接、依頼するお住まいの市町以外の工事業者も対象です。

被災した住宅における宅内配管・排水管の修繕に関する受付窓口を設置します。

対象地域：6市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

受付窓口

石川県管工事業協同組合連合会事務局内

電話番号 0120-055-122 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日除く)

受付期間 令和6年5月13日~7月31日



(受付窓口の内容)

・お住まいの市町以外の工事業者を手配します。

※窓口では、お名前、住所、電話番号をお伺いします。数日後に見積りに伺う工事業者を選定してご連絡致します。

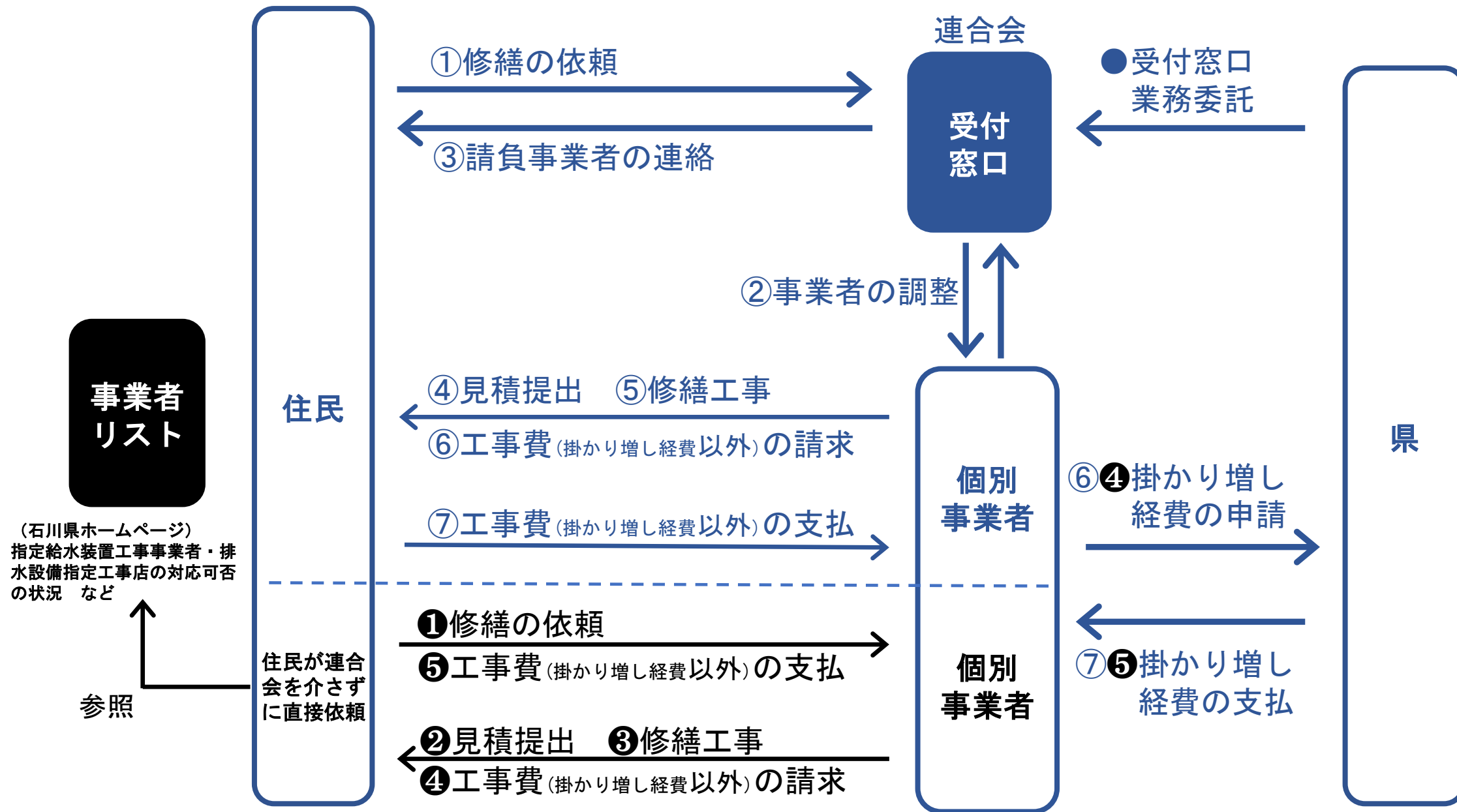
※「受付窓口」を経由せずに、住民の皆様が県ホームページ等を参考に、直接お住まいの市町以外の工事業者に依頼することを妨げるものではありません。

R6.5.13から
受付開始

問合せ先 石川県生活環境部環境政策課 電話番号 076-225-1463



石川県管工事業協同組合連合会に受付窓口を設置





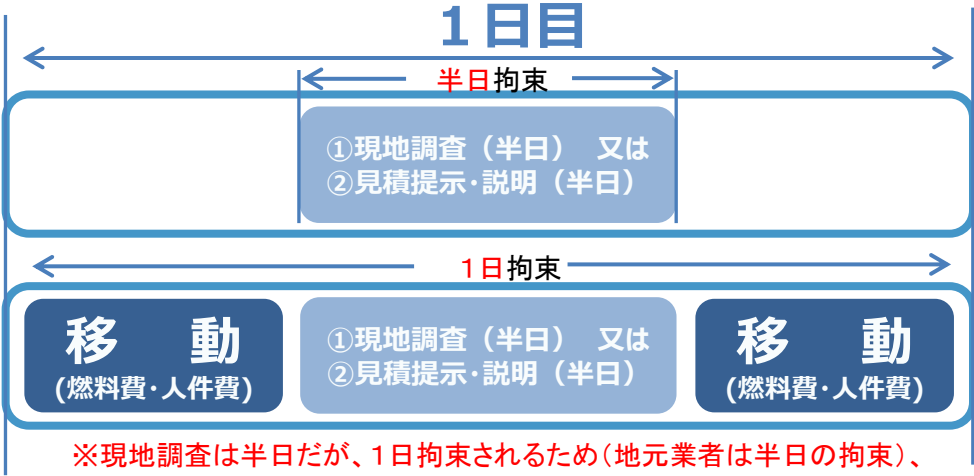
宅内配管修繕工事の掛かり増し経費のイメージ（例：金沢の業者が輪島に行く場合）

① 現地の見積調査時

② 見積提示・説明時

地元業者

地元以外の業者



※現地調査は半日だが、1日拘束されるため（地元業者は半日の拘束）、半日分の人件費も掛かり増し経費とみる。

<① 見積調査の例>

【金沢市⇄輪島市：1人1日の場合】19,600 円
 移動にかかる燃料費 6,400円（片道3,200円×2）
 移動にかかる人件費 13,200円（1人）
 （26,400円（水道配管工の積算単価26,312円）×0.5日分（半日分））

<② 見積提示の例>

【金沢市⇄輪島市：1人1日の場合】19,600 円
 移動にかかる燃料費6,400円（片道3,200円×2）
 移動にかかる人件費13,200円（1人）
 （26,400円（水道配管工の積算単価26,312円）×0.5日分（半日分））

左の場合
計150,400円

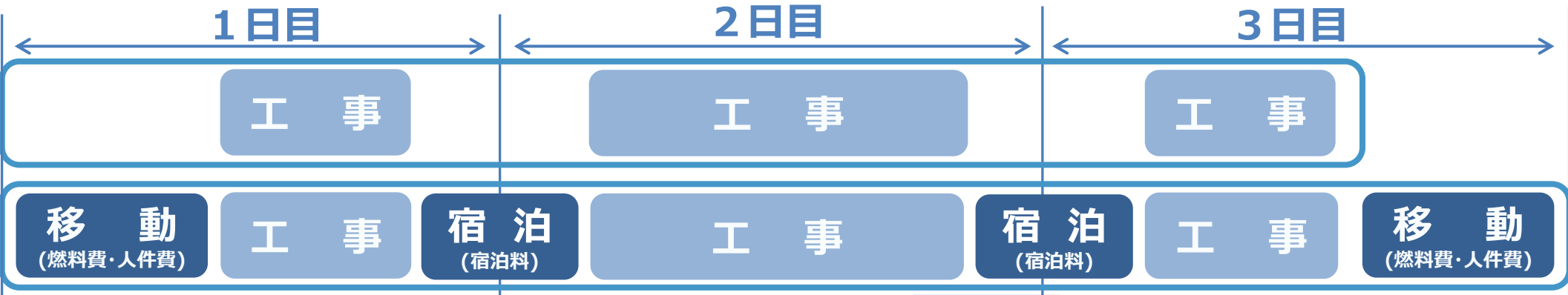
<③ 本工事の例>

【金沢市⇄輪島市：3人2泊の場合】111,200 円
 移動にかかる燃料費 12,800円（（片道3,200円×2）×2台）※車両2台の場合
 移動にかかる人件費 39,600円（3人）
 （26,400円（水道配管工の積算単価26,312円）×0.5日分（半日分）×3人）
 宿泊料 58,800円（9,800円×2泊×3人）

③ 本工事時

地元業者

地元以外の業者



支援対象経費（掛かり増し経費）

地元以外の業者の移動にかかる **燃料費** 約28円/km・台（※） **人件費** 13,200円/人・往復 **及び、宿泊に要する** **宿泊料** 9,800円（※）/人・泊 **の掛かり増し経費を県が補助**

（※）限度額 5,200円/片道・台（加賀市から珠州市の移動距離相当） （※）定額（超えた分は負担なし）